

## 改正「個人情報保護法」

平成29年5月30日から施行

### 小規模事業者や自治会・同窓会—マンション管理組合も対象に

個人情報の適切な取扱いについて定めた個人情報保護法。これまでは主に大企業を対象でしたが、平成29年5月30日からは、小規模事業者やNPO、町内会・自治会などの団体も含め、個人情報を事業に利用するすべての事業者・団体が対象になります。皆さんに知っていただきたい「改正個人情報保護法」のポイントを説明します。

○個人情報を扱う際の基本的なルールは、「使う目的をきちんと説明する」「勝手に目的外に使わない」「しっかり保管する」などで、これまで個人情報を扱ってきた事業者や団体にとっては常識的なことばかりでしょう。ただ、この機会に個人情報の取扱いのポイントをご確認ください。もちろん、新たに個人情報保護法上の義務の適用対象となる小規模事業者等の方も、下記を参考にご確認を。

#### (1) 個人情報を取得するとき

個人情報を取得する際は、どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。個人情報の利用目的は、あらかじめ公表するか、本人に知らせる必要があります。個人情報のうち、本人に対する不当な差別・偏見が生じないように特に配慮を要する情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報など）は、「要配慮個人情報」として、取得するときは本人の同意が必要です。

#### (2) 個人情報を利用するとき

取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用しなければなりません。すでに取得している個人情報を、取得時と異なる目的で利用する際には、本人の同意を得る必要があります。

#### (3) 個人情報を保管するとき

取得した個人情報は漏洩などが生じないように、安全に管理しなければなりません。



例：紙の個人情報は鍵のかかる引き出しで保管する。パソコンの個人情報ファイルにはパスワードを設定する。個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる…など。

管理組合にとっては区分所有者・入居者名簿等は管理の基本台帳です！

(1ページからの続き)

(4) 個人情報情報を他人に渡すとき

個人情報情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

※業務の委託、事業の承継、共同利用は、第三者には当たりません。

以下の場合、本人の同意を得なくても個人情報情報を他人に渡すことができます。

1. 法令に基づく場合 (例: 警察からの照会)
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、かつ本人からの同意を得るのが困難なとき (例: 災害時)
3. 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合で、かつ本人の同意が難しいとき (例: 児童虐待からの保護)
4. 国や地方公共団体などへの協力

(5) 本人から個人情報情報の開示を求められたとき

本人からの請求があった場合、個人情報情報の開示、訂正、利用停止などに対応しなければなりません。個人情報情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処しなければなりません。個人情報情報を扱う事業者や団体の名称や個人情報情報の利用目的、個人情報開示などの請求手続の方法、苦情の申出先などについて、ウェブサイトでの公表や、聞かれたら答えられるようにしておくなど、本人が知り得る状態にしておかなければなりません。



(詳しい内容は政府のガイドラインに掲載されています。)

なお、マンション管理センターが作成した「組合員名簿の取り扱いに関する細則モデル・同コメント」「居住者名簿の取り扱いに関する細則モデル・同コメント」「要援護者名簿の取り扱いに関する細則モデル・同コメント」が事務局にございますのでご利用下さい。

ご存じですか?

## 加盟マンション居住者向け法律相談事業 ##

相談内容: 法律相談全般

受付時間: 月~金(祝日を除く) 9:00~16:00

相談手順: ①下記のいずれかの法律事務所に電話する。②マンション名と相談者名を伝える。③弁護士と相談日時を打ち合わせる。④初回の法律相談は無料です

(相談時間30分程度)

※引き続き相談や諸手続を依頼する場合は有料となりますので費用について弁護士にご相談ください。

顧問弁護士

○室田 則之 弁護士 室田法律事務所  
(函館市海岸町10-13) 電話: 0138-43-4178

○和根崎 直樹 弁護士 和根崎法律事務所  
(函館市本町3-12 カニ・プレイス函館6階) 電話: 0138-55-6688

# マンション管理講座(講習会)

開催の日 9月2日(土)午後1時30分

開催場所 サン・リフレ函館 函館市大森町2-14(旧旭中学校跡)

主催: 北海道、函館市、(一財)函館市住宅都市施設公社、(公社)北海道マンション管理組合連合会、NPO法人函館マンション管理組合ネットワーク

◎『あなたのマンションは、大丈夫ですか?? (最近の相談事例より)』

(公社)北海道マンション管理組合連合会  
相談員 馬場 将史氏 (マンション管理士)

◎『マンションの二つの老いに立ち向かうー給排水管の劣化診断について (ライフサイクルコスト低減の実現)』

講師: 函館マンション支援センター  
札幌施設管理株式会社担当職員

※参加を希望される方は住宅都市施設公社(0138-40-3601)かネットワーク事務局(090-3779-8843)にご連絡下さい。

## 教えて! 管理組合交流相談室

### Q43 理事の仕事とは何ですか?

築5年目にして、輪番で理事の役目が回ってきました。ただし、当然ながら自分の仕事があり、マンションの業務に携わることは時間的に難しく、わずらわしいと考えてしまいます。理事としての最低限の義務を教えてください。

### ベストアンサーに選ばれた回答

#### 最低限の義務は理事会への出席 少しずつ管理運営をわかって

管理組合のほとんどは、その業務を管理会社に委託しており、日常の業務の大部分は管理会社が行っている現状があります。住民である理事の多くは自身の仕事を持っていて、理事の仕事の大部分は、月1回の理事会に出席して管理会社からの業務報告を受け、その業務状況のチェックなどが中心となります。

このため必要最低限の「義務」は月1回の理事会への出席です。

管理会社に委託している業務を理事会でチェックする場合、その第1は月次決算の確認です。その月の特別の支出内容、管理費等の滞納状況を把握し、疑問や問題があればその対策を検討します。

次は管理会社の業務報告です。管理会社からは文書で報告書を出してもらい、理事それぞれが気づいた疑問をどんどん質問しましょう。

基本的な委託業務は会計や出納業務、管理員や清掃業務、設備点検業務です。会計業務について、通帳は管理会社に預けていても、印鑑は管理組合側がもっていなければなりません。小修繕や備品購入などの処理や小口の現金の扱ひまで、細かなおカネの流れをきちんとつかんでおくことが大切です。

その他、組合員の入退居の掌握(名簿の整備)、専有リフォームなどの許可、長期滞納者への対応、長期修繕計画の検討などが議題にあがり、マンションの管理運営の

範囲が広いことだとわかってきます。

月1回の理事会への出席でも少しずつマンションの管理運営がわかってくれば、自分のマンションへの見方も変わってくるのではないのでしょうか?

マンション管理への関心をマンション全体で高めることができたら、マンションの価値も上がることでしょう。当然のことながら区分所有者や居住者との結びつきを強めることは管理会社の業務ではありません。

生活地盤の地域活動に興味を持つ人は現役世代でもどんどん増えていますよ。

【参考】「マンション管理の「なぜ?」がよくわかる本」 NPO日住協著、住宅新報社刊

## これからの事業

### □ マンション管理相談（無料）

◎ 日時 毎週 火・木曜 13:00 ~ 16:00(祝日・休日は除く)

場所 (一財) 函館市住宅都市施設公社内 「マンション管理相談」コーナー

◎ 日時 毎週 金曜 13:00 ~ 15:00(祝日・休日は除く)

場所 函館市地域交流まちづくりセンター 3階相談コーナー

できれば事前にご連絡ください。

電話 0138 - 40 - 3607 FAX 0138 - 40 - 3609

携帯 090 - 3779 - 8843 (阿部)

### □ マンション管理法律相談（無料）

日時 平成29年10月19日・12月21日(木)

14:00 ~ 16:00

場所 (一財) 函館市住宅都市施設公社 内

担当 顧問弁護士 室田 則之 氏

(室田法律事務所)



※ 相談を希望される方は、事前に申込が必要です。

10月17日・12月19日まで に、お電話下さい。 携帯 090 - 3779 - 8843 (阿部)

### □ 女性の集い

日時 平成29年9月16日(土) 11:00 ~ 13:00

場所 (調整中)

対象 女性のマンション管理組合役員や居住者等

別途管理組合あてにご案内いたします。



### □ マンション管理講座（講習会）

日時・場所等詳細は2~3ページに記載

## 編集後記

今号は、地区別懇談会で資料を配付した「個人情報保護法」の改正等について掲載しました。また、今年度上期のマンション管理講座（講習会）の概要も掲載しました。後日、チラシを各戸に配布する予定です。

今後予定している短期講座や下期の管理講座等を取り上げて欲しいテーマやご質問等事務局までご連絡下さい。 “異常気象”が続いています。健康にご留意下さい。

発行人 理事長 阿部 義人 (43 - 6178) 編集担当 尾形 和徳 (22-1360)